

東京都・山梨県及び関東各県以外のゆうちょ銀行・各郵便局をご利用の特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に東京都、及び神奈川・千葉・埼玉・茨木・栃木・群馬・山梨の各県以外のゆうちょ銀行・各郵便局を利用される場合は、初回の納入の際、右の通知書にゆうちょ銀行または郵便局名をご記入のうえ、当該ゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

なお、一度通知書を提出すれば翌年以降改めて提出する必要はありませんので、前年度指定通知書を提出している方は、今年度も引き続き利用できます。

私製納入書で納入する場合の口座番号

「00120-3-960026」

指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長様

_____ 郵便局長様

中野区長

地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
貴店（局）を当区の特別区民税・都民税特別徴収収納
取扱店に指定したので通知します。

認可又は承認番号 営六第1345号

口座番号 00160-1-960339

加入者の名称 中野区会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行

東京貯金事務センター

（切り取り線）